

八街市子ども・子育て会議委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市子ども・子育て会議委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募の方法

広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

3 公募委員の数

公募により選任する委員の数は2人以内とする。

4 公募委員の任期

令和7年12月1日から令和9年11月30日まで

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和7年12月1日現在、八街市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 令和7年12月1日現在、2つ以上、八街市の審議会などの委員に公募により委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 平日昼間の会議に参加できる者

6 募集期間

令和7年10月15日から令和7年10月30日 午後5時まで

7 応募方法

応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、「子育てや子育て支援活動に対する思いや考え方」に関するレポート（任意様式、800字程度）を添えて、子育て支援課へ提出（持参又は郵送）するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市子ども・子育て会議公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育部長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、健康子ども部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会の事務は、子育て支援課において処理する。

9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。